

2016年12月26日

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災により被害を受けられた皆さまへ

エタニティ少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

この度の大規模火災により被害を受けられたご契約者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約の申し込み及び保険料の支払い）を『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客様相談窓口：0120-945-228

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域	法適用日
新潟県 糸魚川市（いといがわし）	2016年12月22日（木）

以上